

現 行	改 正 後
<p>第二分冊 保険会社関係</p> <p>目 次</p> <p>1 共通事項</p> <p>1 - 1 } { (略) 1 - 8 }</p> <p>(新設)</p> <p>1 - <u>9</u> その他</p> <p>3 損害保険関係</p> <p>3 - 1 損害保険募集関係</p> <p>3 - 2 損害保険代理店の登録関係</p> <p>3 - 3 損害保険会社の経理関係</p> <p>3 - 4 損害保険会社の保証証券業務と債務の保証</p> <p>3 - 5 損害保険会社のC Pの取扱い</p> <p>(新設)</p> <p>3 - <u>6</u> 自動車保険関係</p> <p>3 - <u>7</u> 船主総合責任保険組合関係</p> <p>3 - <u>8</u> 産業活力再生特別措置法に関する損害保険会社の留意事項について</p>	<p>第二分冊 保険会社関係</p> <p>目 次</p> <p>1 共通事項</p> <p>1 - 1 } { (略) 1 - 8 }</p> <p><u>1 - 9</u> <u>インターネットによる商品販売の取扱い</u></p> <p>1 - <u>10</u> その他</p> <p>3 損害保険関係</p> <p>3 - 1 損害保険募集関係</p> <p>3 - 2 損害保険代理店の登録関係</p> <p>3 - 3 損害保険会社の経理関係</p> <p>3 - 4 損害保険会社の保証証券業務と債務の保証</p> <p>3 - 5 損害保険会社のC Pの取扱い</p> <p><u>3 - 6</u> <u>損害保険商品の届出等関係</u></p> <p>3 - <u>7</u> 自動車保険関係</p> <p>3 - <u>8</u> 船主総合責任保険組合関係</p> <p>3 - <u>9</u> 産業活力再生特別措置法に関する損害保険会社の留意事項について</p>
<p>1 - 3 保険会社の健全性に関し報告を求める場合及び業務改善を求める場合の着眼点</p>	<p>1 - 3 保険会社の健全性に関し報告を求める場合及び業務改善を求める場合の着眼点</p>
<p>保険会社に対し経営の健全性及び業務の適切性を確保するため必要な場合には、法第128条に基づく報告又は資料の提出を求めることができる。また、保険会社の経営状態によっては、法第132条等に基づく業務改善等の命令を行うことが必要となる。</p>	<p>保険会社に対し経営の健全性及び業務の適切性を確保するため必要な場合には、法第128条に基づく報告又は資料の提出を求めることができる。また、保険会社の経営状態によっては、法第132条等に基づく業務改善等の命令を行うことが必要となる。</p>

以下において、保険会社を監督するための、着眼点を整理した。

1-3-1 }
 { (略)
1-3-4 }

1-3-5 資産運用

(1) }
 { (略)
(8) }

(9)資金の調達

外部資金の取り入れは、レバレッジ効果をもたらすこととなり、資産等の保有限度等の管理においては十分留意しておく必要がある。

{ } (略)

外貨建債務の取り入れ

- ・保有する外貨建資産のヘッジを目的としたものになっているか。
- ・円転が行われているか。

00 }
 { (略)
04 }

1-3-6 法第 100条の 2 に規定する業務運営に関する措置等

(1) }
 { (略)
(9) }

00 規則第53条の 7 に規定する措置に関し、法第 3 条第 4 項第 1 号に規定する保険（年

以下において、保険会社を監督するための、着眼点を整理した。

1-3-1 }
 { (略)
1-3-4 }

1-3-5 資産運用

(1) }
 { (略)
(8) }

(9)資金の調達

外部資金の取り入れは、レバレッジ効果をもたらすこととなり、資産等の保有限度等の管理においては十分留意しておく必要がある。

{ } (略)

外貨建債務の取り入れ

- 取入目的、限度、収支に与える影響等が勘案されたものとなっているか。

00 }
 { (略)
04 }

1-3-6 法第 100条の 2 に規定する業務運営に関する措置等

(1) }
 { (略)
(9) }

00 規則第53条の 7 に規定する措置に関し、法第 3 条第 4 項第 1 号に規定する保険（年

金保険及び生存保険を除く。)の契約について、

(新設)

___ 保険契約者又は被保険者の収入、資産、逸失利益等の計数に基づき算定した額と保険金額との比較などにより、保険金額の妥当性(過分でないこと)を判断・確認する方法を含む社内規則等が適切に定められ、それに基づき業務が運営されるための十分な体制が整備されているか。

(新設)

___ 保険金額の決定に際し、(社)生命保険協会の「契約内容登録制度」を利用する体制が整備され、当該制度で知り得た他の保険契約に係る保険金額を勘案した結果が適切に記録されているか。

(新設)

金保険及び生存保険を除く。)及び同項第2号に規定する保険(損害を填補することを約した保険を除く。)の契約について、

___ 保険契約の引受基準が社内規則等に定められ、会社が知り得た他の生命保険契約又は損害保険契約(以下「他の保険契約」という。)を含む保険金額が当該引受基準に比し過大である場合には、より慎重な引受判断を行うなどモラルリスク排除・抑制のための十分な体制が整備されているか。

___ 保険契約者又は被保険者の収入、資産、逸失利益等の計数に基づき算定した額と保険金額(会社が知り得た他の保険契約に係る保険金額を含む。)との比較などにより、保険金額の妥当性(過分でないこと)を判断・確認する方法を含む社内規則等が適切に定められ、それに基づき業務が運営されるための十分な体制が整備されているか。

(注)社内規則等を定めるにあたって、次の点に留意しているか。

イ.会社の定める一定金額を超える保険契約の引受審査を行う場合には、保険契約者又は被保険者の収入、資産、逸失利益等の計数を客観的かつ合理的な方法により確認する等、適切な審査を行う旨を定めているか。

ロ.また、客観的かつ合理的な方法により確認できない場合には、モラルリスク排除・抑制の観点から、より慎重な対応を要する旨を定めているか。

___ 保険金額(会社が知り得た他の保険契約に係る保険金額を含む。)の妥当性を判断・確認する方法等について、生命保険募集人及び損害保険募集人に対して適正な教育・指導を行うための体制が整備されているか。

___ 保険金額の決定に際し、(社)生命保険協会の「契約内容登録制度」又は(社)日本損害保険協会の「契約内容登録制度」を利用する等モラルリスク排除・抑制のため効果がある方法を採用する体制が整備され、当該制度の利用その他の方法で知り得た他の保険契約に係る保険金額を勘案した結果が適切に記録されているか。

⑩ 規則第53条の7に規定する措置に関し、生命保険及び損害保険の契約について、保険契約者又は被保険者本人が、所定の欄に署名又は記名押印することを確保するための方法を含む社内規則等が適切に定められ、それに基づき業務が運営されるための十分な体制が整備されているか。

なお、本人以外の者に押印を行わせる場合には、社内規則等に本人以外の者が押印

1 - 8 説明書類の作成・縦覧等について

1 - 8 - 1 (略)

1 - 8 - 2 記載項目についての留意事項

(1) (略)

(2) 個別の記載項目についての留意事項

- ・ 「経営の組織」については、組織図等を用いて系統的に分かりやすい説明がなされているか。
- ・ 「主要な業務の内容」には、保険の引受け及び資産の運用、業務の代理・事務の代行業務、国債等の窓口販売業務等の区分ごとにその内容が記載されているか。
- ・ 「直近の事業年度における事業の概況」には、業況、事業実績、資産運用、損益の状況等についての概括的な説明、自社が対処すべき課題等について説明されているか。
- ・ 「保有契約高」については、個人保険、個人年金保険及び団体保険の合計額について記載し、このほか団体年金保険保有契約高について記載されているか。
- ・ 「資産運用に関する指標（別表）」については、生命保険会社においては一般勘定について記載する。
- ・ 「リスク管理の体制」には、リスク内容、リスク管理に対する基本方針及び審査体制・検査体制・資産負債の総合的な管理体制等のリスク管理体制等について記載されているか。
- ・ 「法令遵守の体制」には、法令遵守（コンプライアンス）に対する基本方針及び運営体制について記載されているか。
- ・ 「保険会社及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成」については、

を行える場合を限定して規定するとともに、その場合における取扱いを規定しているか。

1 - 8 説明書類の作成・縦覧等について 8 - 1 (略)

1 - 8 - 2 記載項目についての留意事項

(1) (略)

(2) 個別の記載項目についての留意事項

- ・ 「経営の組織」については、組織図等を用いて系統的に分かりやすい説明がなされているか。
- ・ 「主要な業務の内容」には、保険の引受け及び資産の運用、業務の代理・事務の代行業務、国債等の窓口販売業務等の区分ごとにその内容が記載されているか。
- ・ 「直近の事業年度における事業の概況」には、業況、事業実績、資産運用、損益の状況等についての概括的な説明、自社が対処すべき課題等について説明されているか。
- ・ 「保有契約高」については、個人保険、個人年金保険及び団体保険の合計額について記載し、このほか団体年金保険保有契約高について記載されているか。
- ・ 「資産運用に関する指標（別表）」については、特別勘定以外の勘定について記載する。
- ・ 「リスク管理の体制」には、リスク内容、リスク管理に対する基本方針及び審査体制・検査体制・資産負債の総合的な管理体制等のリスク管理体制等について記載されているか。
- ・ 「法令遵守の体制」には、法令遵守（コンプライアンス）に対する基本方針及び運営体制について記載されているか。
- ・ 「保険会社及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成」については、保険会社グループにおける主要な事業の内容、当該事業を構成しているグループ会

保険会社グループにおける主要な事業の内容、当該事業を構成しているグループ会社の当該事業における位置付け等について系統的に分かりやすい説明がなされるとともに、その状況が事業系統図によって示されているか。

- ・ 「保険会社及びその子法人等が二以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額（以下「経常収益等」という。）として算出したもの（各経常収益等の総額に占める割合が少ない場合を除く。）」については、連結財務諸表規則第15条の2第1項に規定する事業の種類別セグメント情報が記載されているか。

1 - 8 - 3 }
1 - 8 - 5 } (略)

(新設)

(新設)

社の当該事業における位置付け等について系統的に分かりやすい説明がなされるとともに、その状況が事業系統図によって示されているか。

- ・ 「保険会社及びその子法人等が二以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額（以下「経常収益等」という。）として算出したもの（各経常収益等の総額に占める割合が少ない場合を除く。）」については、連結財務諸表規則第15条の2第1項に規定する事業の種類別セグメント情報が記載されているか。

1 - 8 - 3 } (略)
1 - 8 - 5 }

1 - 8 - 6 将来収支分析について

生命保険会社の保険計理人が、法第121条第1項の規定に基づく確認業務の中で将来収支分析を行うに際して、金融庁長官が認定した基準に定める基本シナリオと異なるシナリオを使用した場合は、どのようなシナリオを用いたのか、またそれが合理的である根拠等を適切に開示しているか。

規則第11条第2

1 - 9 インターネットによる商品販売の取扱い

号の2の規定に基づき審査を行う場合にあっては、以下の点に留意

することとする。

(1) 確実な方法で申込者が契約手続を行う正当な当事者であることの確認の措置が講じられているか。なお、被保険者の身体の状況の確認については、被保険者の身体の状況に係る告知、診査又は同意が必要な場合に行うものとする。

(2) 契約申込み情報その他契約に関する情報の不備及び変質（以下この(2)において「不備等」という。）を防止するための措置並びに不備等が発生した場合にあっては、こ

1 - 9 その他

- 1 - 9 - 1 (略)
- 1 - 9 - 2 (略)
- 1 - 9 - 3 (略)
- 1 - 9 - 4 (略)
- 1 - 9 - 5 (略)

(新設)

(新設)

れが保険契約者等の保護に欠けることとならないようにするための措置が講じられているか。

- ③ 同号に規定する手続の使用が契約又は保険契約者等に係る情報の漏出を招くことのないようにするための防護の措置が講じられているか。
- ④ 申込者が確実な方法で契約の申込みその他の契約関係の手続の内容、契約内容及び重要事項を確認し、かつ、保存できるようにするための措置が講じられているか。
- ⑤ 当該手続を使用することが契約に関し申込者の保険会社との間の爾後の行為に対する制約とならないようにするための措置が講じられているか。

1 - 10 その他

- 1 - 10 - 2 (略)
- 1 - 10 - 3 (略)
- 1 - 10 - 4 (略)
- 1 - 10 - 5 (略)

1 - 10 - 1 (略)

1 - 10 - 6 責任準備金対応債券

規則第59条に規定する別紙様式第12号及び第12号の2(第11 有価証券等に関する書面)又は規則第143条に規定する別紙様式第15号及び第15号の2(第7 有価証券等に関する書面)に掲げる責任準備金対応債券は、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号『保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い』(平成12年11月16日)に従ったものであるか。

1 - 10 - 7 保険料積立金

以下の(1)又は(2)に該当する保険契約又はその部分に係る責任準備金の計算に当たっては、当分の間、施行規則第69条第1項第1号、第70条第1項第1号イ、第150条第1項第1号及び第151条第1項第1号イに規定する「保険料積立金」には区分せず

(新設)

、施行規則第69条第1項第2号、第70条第1項第1号口、第150条第1項第2号及び第151条第1項第1号口に規定する未経過保険料として区分するものとする。

(1) 平準的に収入する保険料を基準に残存期間に依存する係数を乗じて得られる金額を責任準備金として積み立てる保険契約で、契約消滅時に同様の方法で計算される金額を払い戻す保険契約

(2) 法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約（法第3条第5項第2号及び3号に掲げる保険との組み合わせによる保険契約で保険料を区分できないものを除く。）。

1-10-8 主たる保険としている保険契約として区分される保険契約について

施行規則第59条の2第1項第3号八関係別表（損害保険会社関係）に規定する「主たる保険としている保険契約」及び平成10年大蔵省告示第234号第2条に規定する「主たる保険としているそれぞれの保険」とは、損害保険会社の保険商品のうち、事業方法書の編が法第3条第5項各号のいずれに属しているかによって判断するものとする。

。

現 行

改 正 案

2 - 1 適正な保険募集体制の確立

保険会社は適正な保険募集体制を確立する必要があるが、そのために、以下のような点について、取り組み状況等を確認する必要がある。

- (1) (略)
- (2) 生命保険募集人の教育、管理、指導
～ (略)
一社専属制の例外の適用

イ～ニ (略)

ホ なお、上記要件の適用に当たっては、以下の事項にも留意する必要がある。
(新設)

- a 令第40条第2号の適用は、募集人複数名という同条第1号を適用できない場合を想定していること。
- b 令40条第2号の判定日は、個々の代理店が乗合登録をする時点で要件を満たしていればよいこと。
- c 専門性を判定する「年間総売上高」とは、乗合登録を行なう直前1年間若しくは乗合登録を行なう日の属する年の前事業年度とする。
- d 令40条第2号の適用でかつ同条第1号の条件を満たしている乗合代理店が同条第1号の条件未達となった場合、一定期間の内に同条第1号の条件を満たし、適正化することが基本であるが、適正化できなかった場合は、同条第2号適用対象の生保会社と、最先発会社との乗合のみ可とする。

2 - 1 適正な保険募集体制の確立

保険会社は適正な保険募集体制を確立する必要があるが、そのために、以下のような点について、取り組み状況等を確認する必要がある。

- (1) (略)
- (2) 生命保険募集人の教育、管理、指導
～ (略)
一社専属制の例外の適用

イ～ニ (略)

ホ なお、上記要件の適用に当たっては、以下の事項にも留意する必要がある。

- a 他の生命保険会社の保険契約の締結の代理(媒介を含む。)を受託する生命保険会社の所属保険会社が、当該他の生命保険会社1社のみである場合についても、令第40条第1号の趣旨を踏まえ、当該受託する保険会社が同号の要件を満たす場合は、その役員又は使用人として保険募集を行う者についても、同号の要件を満たしているものであること。
- b 令第40条第2号の適用は、募集人複数名という同条第1号を適用できない場合を想定していること。
- c 令40条第2号の判定日は、個々の代理店が乗合登録をする時点で要件を満たしていればよいこと。
- d 専門性を判定する「年間総売上高」とは、乗合登録を行なう直前1年間若しくは乗合登録を行なう日の属する年の前事業年度とする。
- e 令40条第2号の適用でかつ同条第1号の条件を満たしている乗合代理店が同条第1号の条件未達となった場合、一定期間の内に同条第1号の条件を満たし、適正化することが基本であるが、適正化できなかった場合は、同条第2号適用対象の生保会社と、最先発会社との乗合のみ可とする。

2-3 生命保険募集人の登録事務

生保会社コード一覧

(1) 生命保険会社

会 社 名	コード
<u>ニ チ ダ ン</u>	DB

会 社 名	コード
<u>千 代 田</u>	DG

会 社 名	コード
<u>協 栄</u>	DQ

会 社 名	コード
<u>アイ・エヌ・エイ</u>	DW
<u>ニ コ ス</u>	DX

2-3 生命保険募集人の登録事務

生保会社コード一覧

(1) 生命保険会社

会 社 名	コード
<u>アクサグループライフ</u>	DB

会 社 名	コード
<u>エイアイジー・スター</u>	DG

会 社 名	コード
<u>ジ ブ ラ ル タ</u>	DQ

会 社 名	コード
<u>安田火災ひまわり</u>	DW
<u>クレディ・スイス</u>	DX

会 社 名	コード
<u>オ リ コ</u>	D Z

会 社 名	コード
<u>ア ク サ ニ チ ダ ン</u>	E B

会 社 名	コード
<u>興 亜 火 災 ま ご こ ろ</u>	E F

会 社 名	コード
<u>大 東 京 し あ わ せ</u>	E H

会 社 名	コード
<u>ジ ー ・ イ ー ・ キ ャ ピ タ ル</u> <u>・ エ ジ ソ ン</u>	E P

会 社 名	コード
<u>ピ - シ - エ -</u>	D Z

会 社 名	コード
<u>ア ク サ</u>	E B

会 社 名	コード
<u>日 本 興 亜</u>	E F

会 社 名	コード
<u>あ い お い</u>	E H

会 社 名	コード
<u>ジ ー ・ イ ー ・ エ ジ ソ ン</u>	E P

(新設)

2-4 団体扱契約等関係について

団体扱契約及び集団扱契約の監督事務に当たっての留意点は、保険会社の経営の健全性の確保及び保険契約者等の保護の観点から、以下のとおりとする。

[団体扱契約]

1. (略)

2. 団体扱契約の適用団体及び適用料率

- (1) 団体は、区分 (A扱団体、B扱団体) され、その団体の範囲が適正に定められているか。
- (2) 保険会社は保険契約者の所属する団体の適正な代表者との間で、保険料取り次ぎに関する団体扱契約の締結を行なっているか。
- (3) 適用料率は、区分された団体に応じて、適正に算出され適用されているか。

(新設)

3. (略)

[集団扱契約]

1. (略)

会社名	コード
<u>ハートフォード</u>	<u>ES</u>
<u>あざみ</u>	<u>ET</u>

2-4 団体扱契約等関係について

団体扱契約及び集団扱契約の監督事務に当たっての留意点は、保険会社の経営の健全性の確保及び保険契約者等の保護の観点から、以下のとおりとする。

[団体扱契約]

1. (略)

2. 団体扱契約の適用団体及び適用料率

- (1) 団体は、区分され、その団体の範囲が適正に定められているか。
- (2) 保険会社は保険契約者の所属する団体の適正な代表者との間で、保険料取り次ぎに関する団体扱契約の締結を行なっているか。
- (3) 適用料率は、区分された団体に応じて、適正に算出され適用されているか。
- (4) 保険契約者又は被保険者の状況が変化し、当該保険契約者等に係る保険契約が団体扱契約の対象でなくなった場合には、当該保険契約に適用する保険料率の見直しを行っているか。

3. (略)

[集団扱契約]

1. (略)

2. 集団扱契約の対象集団の範囲及び適用料率

- (1) 団体は、区分（一般集団、特別集団）され、その団体の範囲が適正に定められているか。
- (2) 保険会社は適正な契約者との間で、保険料取り次ぎに関する集団扱契約の締結を行なっているか。
- (3) 適用料率は、区分された集団に応じて、適正に算出され適用されているか。
(新設)

3. (略)

2-5 他人の生命の保険契約について

商法第674条第1項（第683条第1項において準用する第664条の規定により準用される場合及び第677条第2項（第683条第1項において準用する第664条の規定により準用される場合を含む。）の規定により準用される場合を含む。）に規定する他人の生命の保険契約（同項ただし書の契約を除く。以下「他人の生命の保険契約」という。）の契約締結に関して、保険会社の監督にあたっての留意点は、被保険者等の保護及び保険会社の業務の健全かつ適切な運営の確保の観点から、以下のとおりとする。

- 2-5-1 } (略)
- 2-5-2 }

2-5-3 被保険者同意の確認

他人の生命の保険契約に係る被保険者の同意の確認について、事業方法書に定められる以下のような方法により適正に行われているか。

- (1) 個人保険、事業保険の場合は、保険契約申込書等の被保険者同意欄に被保険者本人

2. 集団扱契約の対象集団の範囲及び適用料率

- (1) 集団は、区分され、その集団の範囲が適正に定められているか。
- (2) 保険会社は適正な契約者との間で、保険料取り次ぎに関する集団扱契約の締結を行なっているか。
- (3) 適用料率は、区分された集団に応じて、適正に算出され適用されているか。
- (4) 保険契約者又は被保険者の状況が変化し、当該保険契約者等に係る保険契約が集団扱契約の対象でなくなった場合には、当該保険契約に適用する保険料率の見直しを行っているか。

3. (略)

2-5 他人の生命の保険契約について

商法第674条第1項（第683条第1項において準用する第664条の規定により準用される場合及び第677条第2項（第683条第1項において準用する第664条の規定により準用される場合を含む。）の規定により準用される場合を含む。）に規定する他人の生命の保険契約（同項ただし書の契約を除く。以下「他人の生命の保険契約」という。）の契約締結に関して、保険会社の監督にあたっての留意点は、被保険者等の保護及び保険会社の業務の健全かつ適切な運営の確保の観点から、以下のとおりとする。

- 2-5-1 } (略)
- 2-5-2 }

2-5-3 被保険者同意の確認

他人の生命の保険契約に係る被保険者の同意の確認について、事業方法書に定められる以下のような方法により適正に行われているか。

- (1) 個人保険、事業保険の場合は、保険契約申込書等の被保険者同意欄に被保険者本人

が署名又は記名・捺印することによる確認。

(2) 全員加入団体定期保険は保険契約者となるべき者から以下のいずれかを提出させることによる確認。

(イ) 保険契約の目的となる遺族補償規定等の書類、(ロ) 被保険者となることに同意した者全員の署名又は記名・捺印のある名簿。

上記 によらない場合は、(イ) 保険契約の目的となる遺族補償規定等の書類、(ロ) 保険契約者となるべき者が、被保険者となるべき者全員に保険契約の内容を通知した旨の確認書（保険契約者となるべき者及び被保険者となるべき者の代表者の署名又は記名・捺印のあるものに限る。）、及び(ハ) 被保険者となることに同意しなかった者の名簿。

(3) 全員加入団体定期保険のうち「ヒューマン・ヴァリュー特約」を付帯した保険契約については、被保険者から個別に同意する旨の書面に署名又は記名・捺印することによる確認、又は上記(2) - による確認。

2 - 5 - 4 }
2 - 5 - 5 } (略)

が署名又は記名押印することによる確認。

(2) 全員加入団体定期保険は保険契約者となるべき者から以下のいずれかを提出させることによる確認。

(イ) 保険契約の目的となる遺族補償規定等の書類、(ロ) 被保険者となることに同意した者全員の署名又は記名押印のある名簿。

上記 によらない場合は、(イ) 保険契約の目的となる遺族補償規定等の書類、(ロ) 保険契約者となるべき者が、被保険者となるべき者全員に保険契約の内容を通知した旨の確認書（保険契約者となるべき者及び被保険者となるべき者の代表者の署名又は記名押印のあるものに限る。）、及び(ハ) 被保険者となることに同意しなかった者の名簿。

(3) 全員加入団体定期保険のうち「ヒューマン・ヴァリュー特約」を付帯した保険契約については、被保険者から個別に同意する旨の書面に署名又は記名押印することによる確認、又は上記(2) - による確認。

2 - 5 - 4 }
2 - 5 - 5 } (略)

現 行

改 正 後

3-1 損害保険募集関係

3-1 損害保険募集関係

損害保険募集人が保険契約者の利益を害することが無いよう、損害保険会社は損害保険募集人の適切な業務運営を確保する必要がある。このため、以下のような点について、損害保険会社の取り組み状況等を確認することとする。

損害保険募集人が保険契約者の利益を害することが無いよう、損害保険会社は損害保険募集人の適切な業務運営を確保する必要がある。このため、以下のような点について、損害保険会社の取り組み状況等を確認することとする。

3-1-1 (略)

3-1-1 (略)

3-1-2 募集活動の適正化

3-1-2 募集活動の適正化

- (1) }
- { (略)
- (3) }

- (1) }
- { (略)
- (3) }

(新設)

(4) 法第300条第1項第5号関係

団体扱や集団扱での契約、傷害保険・所得補償保険等の団体契約及び自動車保険（フリート契約）の募集にあたり、次に掲げる事項について確認を行っているか。

- 対象となる団体や集団が、事業方法書に定める要件に該当していること。
- 団体や集団の定足数を満たしていること。
- 契約者又は被保険者が、事業方法書に定める要件に該当していること。
- 団体割引率、損害率に応じた割引率、フリート優良割引率等の割引率の適用が適正なものであること。

(4) 法第300条第1項第6号関係

(5) 法第300条第1項第6号関係

(5) 法第300条第1項第7号関係

(6) 法第300条第1項第7号関係

次に掲げるような予想配当を行っていないかどうか。

— 次に掲げるような予想配当を行っていないかどうか。

— (略)

イ (略)

- (略)
- (略)
- (略)
- (略)
- (新設)

(新設)

- ⑥ } (略)
- ⑦ } (略)
- ⑧ }

- ⑨ その他
(略)

保険契約（名義変更等による契約の変更を含む。）の締結又は保険募集に関して

- イ 挙績を指向するあまり、金融機関への過度の預金協力による見込み客の獲得、保険料ローンを不正に利用した募集、特定の代理店等に対する過度の便宜供与等の過当競争の弊害を招きかねない行為のほか、作成契約、超過保険契約等の不適正な行為の防止、

ロ 保険業法第3条第5項第2号及び第3号に掲げる保険契約にあっては、架空契

- ロ (略)
- ハ (略)
- ニ (略)
- ホ (略)

— 特別勘定を使用する損害保険商品に係る募集上の遵守事項

特別勘定を使用する損害保険商品の募集に際しては、満期返戻金等が資産運用実績によって変動するというこの保険の仕組みの特殊性等に鑑み、契約者との無用のトラブルや募集秩序の混乱を防止する観点から、法第300条第1項第7号（規則第233条を含む。）の規定に特に留意のうえ、遵守の徹底を行っているかどうか。

— 外貨建て保険募集上の留意事項

外貨建て保険（規則第83条第3号に規定する保険契約のうち、事業者を保険契約者とするものを除く。）の募集に際しては、契約者等の保護を図る観点から、法第300条第1項第7号関係（省令第233条を含む）の規定に特に留意のうえ、募集時に為替リスクの存在について十分説明を行うとともに、契約者が為替リスク等について了知した旨の確認書等の徴求を徹底しているかどうか。

- ⑦ } (略)
- ⑧ }

- ⑩ その他
(略)

保険契約（名義変更等による契約の変更を含む。）の締結又は保険募集に関して、次の措置が講じられているか。

- イ 挙績を指向するあまり、金融機関への過度の預金協力による見込み客の獲得、保険料ローンを不正に利用した募集、特定の代理店等に対する過度の便宜供与等の過当競争の弊害を招きかねない行為のほか、作成契約、超過保険契約等の不適正な行為の防止

ロ 保険業法第3条第5項第2号及び第3号に掲げる保険契約にあっては、架空契

約や保険金詐取を目的とする契約等の不正な保険契約の発生を防止するために、保険契約者（法人、個人事業主を含む。）について、運転免許証やパスポート等の本人を確認し得る書類による確認、企業等の法人（個人事業主を含む。）の存在が確認できる書類による確認、保険証券を郵送し、当該郵便物が返戻されなかったことをもってする確認、本人確認を行った保険料収納機関からの確認、損害保険募集人の訪問や保険会社が電話等の通信機器・情報処理機器を利用し保険契約者と交信することによる確認その他適切な方法により、本人若しくは実在の確認、又は法人の事業活動の有無の確認、

の措置が講じられているか。

3 - 1 - 3 他人の生命の保険契約について

商法第674条第1項（第683条第1項において準用する第664条の規定により準用される場合及び第677条第2項（第683条第1項において準用する第664条の規定により準用される場合を含む。）の規定により準用される場合を含む。）に規定する他人の生命の保険契約（同項ただし書の契約を除く。以下「他人の生命の保険契約」という。）の契約締結に関して、保険会社の監督にあたっての留意点は、被保険者等の保護及び保険会社の業務の健全かつ適切な運営の確保の観点から、以下のとおりとする。

(1) （略）

(2) 被保険者同意の確認

他人の生命の保険契約に係る被保険者の同意の確認について、事業方法書に定められている以下のような方法により適正に行われているか。

個人又は企業が保険契約者及び保険金受取人になり、保険契約者以外の者あるいは役員や従業員を被保険者とする保険契約の場合は、保険契約申込書等の被保険者同意欄に被保険者本人が署名又は記名・捺印することによる確認。

約や保険金詐取を目的とする契約等の不正な保険契約の発生を防止するための次の措置

a 保険契約者（法人、個人事業主を含む。）について、運転免許証やパスポート等の本人を確認し得る書類による確認、企業等の法人（個人事業主を含む。）の存在が確認できる書類による確認、保険証券を郵送し、当該郵便物が返戻されなかったことをもってする確認、本人確認を行った保険料収納機関からの確認、損害保険募集人の訪問や保険会社が電話等の通信機器・情報処理機器を利用し保険契約者と交信することによる確認その他適切な方法により、本人若しくは実在の確認、又は法人の事業活動の有無の確認

b 保険契約申込みや契約変更時の健康診査において、医師による運転免許証やパスポート等の本人を特定し得る書類による確認、損害保険募集人の同行や保険会社等が直接面接することによる確認その他適切な方法による被保険者の本人確認

3 - 1 - 3 他人の生命の保険契約について

商法第674条第1項（第683条第1項において準用する第664条の規定により準用される場合及び第677条第2項（第683条第1項において準用する第664条の規定により準用される場合を含む。）の規定により準用される場合を含む。）に規定する他人の生命の保険契約（同項ただし書の契約を除く。以下「他人の生命の保険契約」という。）の契約締結に関して、保険会社の監督にあたっての留意点は、被保険者等の保護及び保険会社の業務の健全かつ適切な運営の確保の観点から、以下のとおりとする。

(1) （略）

(2) 被保険者同意の確認

他人の生命の保険契約に係る被保険者の同意の確認について、事業方法書に定められている以下のような方法により適正に行われているか。

個人又は企業が保険契約者及び保険金受取人になり、保険契約者以外の者あるいは役員や従業員を被保険者とする保険契約の場合は、保険契約申込書等の被保険者同意欄に被保険者本人が署名又は記名押印することによる確認。

企業が保険契約者及び保険金受取人になり、従業員等全員を被保険者とする保険契約（被保険者となることに同意しなかった者を除く保険契約をいう。）で上記によることが困難な場合は、以下のいずれかの措置を講じているか。

イ 保険契約の目的となる災害補償規定等の書類及び被保険者となることに同意した者全員の署名又は記名・捺印のある名簿。

ロ (イ) 保険契約の目的となる災害補償規定等の書類、(ロ) 保険契約者となるべき者が被保険者となるべき者全員に保険契約の内容を通知した旨の確認書（保険契約者となるべき者及び被保険者となるべき者の代表者の署名又は記名・捺印のあるものに限る。）及び(ハ) 被保険者となることに同意しなかった者の名簿。

ハ (イ) 企業が死亡保険金受取人とする保険契約の内容が記載された災害補償規定等の書類、(ロ) 災害補償規定等が労働基準法第89条の規定に基づき行政官庁に届け出たものであること、及び同法第106条第1項の規定に基づき被保険者となるべき者に対し、災害補償規定等を周知した旨が記載された確認書（保険契約者となるべき者の署名又は記名・捺印のあるものに限る。）、並びに、(ハ) 被保険者となることを同意しなかった者の名簿。

③ (略)

3 - 1 - 4 (略)

3 - 2 損害保険募集関係

別表1

代理申請会社別区分番号

会社名	番号	会社名	番号
住友	01	ゲーリング	49

企業が保険契約者及び保険金受取人になり、従業員等全員を被保険者とする保険契約（被保険者となることに同意しなかった者を除く保険契約をいう。）で上記によることが困難な場合は、以下のいずれかの措置を講じているか。

イ 保険契約の目的となる災害補償規定等の書類及び被保険者となることに同意した者全員の署名又は記名押印のある名簿。

ロ (イ) 保険契約の目的となる災害補償規定等の書類、(ロ) 保険契約者となるべき者が被保険者となるべき者全員に保険契約の内容を通知した旨の確認書（保険契約者となるべき者及び被保険者となるべき者の代表者の署名又は記名押印のあるものに限る。）及び(ハ) 被保険者となることに同意しなかった者の名簿。

ハ (イ) 企業が死亡保険金受取人とする保険契約の内容が記載された災害補償規定等の書類、(ロ) 災害補償規定等が労働基準法第89条の規定に基づき行政官庁に届け出たものであること、及び同法第106条第1項の規定に基づき被保険者となるべき者に対し、災害補償規定等を周知した旨が記載された確認書（保険契約者となるべき者の署名又は記名押印のあるものに限る。）、並びに、(ハ) 被保険者となることを同意しなかった者の名簿。

③ (略)

3 - 1 - 4 (略)

3 - 2 損害保険募集関係

別表1

代理申請会社別区分番号

会社名	番号	会社名	番号
住友	01	ゲーリング	49

共	栄	0 2	ス ミ セ イ	5 2
<u>興</u>	<u>亜</u>	0 3	第 ー ラ イ フ	5 3
三	井	0 4	<u>ニ ッ セ イ</u>	5 4
大	成	0 5	三 井 ラ イ フ	5 5
<u>大</u>	<u>東 京</u>	0 6	明 治	5 6
<u>第</u>	<u>一</u>	<u>0 7</u>	安 田 ラ イ フ	5 7
<u>千</u>	<u>代 田</u>	0 8	ロ-ヤル・イクスチェンジ	6 2
東	海	0 9	ウインター・トゥルスイス	6 5
<u>同</u>	<u>和</u>	1 0	エ ー ス	6 6
<u>セ</u>	<u>コ ム 東 洋</u>	1 1	チ ュ ー リ ッ ヒ	6 7
日	動	1 2	ゼ ネ ラ リ	6 8
日	産	1 3	ガ ン	6 9
日	新	1 4	<u>シ ー ・ ジ ー ・ ユ ー</u>	<u>7 3</u>
<u>日</u>	<u>本</u>	1 5	リバティ-・ミューチュアル	7 4
富	士	1 6	ザ・ニュー・インディア	7 7

共	栄	0 2	ス ミ セ イ	5 2
<u>日 本 興 亜</u>		0 3	第 ー ラ イ フ	5 3
三	井	0 4	<u>ニ ッ セ イ 同 和</u>	5 4
大	成	0 5	三 井 ラ イ フ	5 5
<u>あ い お い</u>		0 6	明 治	5 6
<u>あ い お い</u>		0 8	安 田 ラ イ フ	5 7
東	海	0 9	<u>安 田 ラ イ フ ダ イ レ ク ト</u>	<u>5 8</u>
<u>ニ ッ セ イ 同 和</u>		1 0	ロ-ヤル・イクスチェンジ	6 2
<u>セ</u>	<u>コ ム</u>	1 1	ウインター・トゥルスイス	6 5
日	動	1 2	エ ー ス	6 6
日	産	1 3	チ ュ ー リ ッ ヒ	6 7
日	新	1 4	ゼ ネ ラ リ	6 8
<u>日 本 興 亜</u>		1 5	ガ ン	6 9
富	士	1 6	リバティ-・ミューチュアル	7 4
安	田	1 7	ザ・ニュー・インディア	7 7

安	田	17	ア	ク	サ	82
朝	日	18	キ	ュ	ー	ビ
太	陽	19	カ	ー	デ	ィ
大	同	22	イ	ー	グ	ル
セ	ゾ	ン	フ	ェ	デ	ラ
ジ	ェ	イ	ア	イ	ザ	・
ア	リ	ア	ン	ツ	ロ	イ
ユ	ナ	ム	・	ジ	ャ	パ
ソ	ニ	ー	現	代	ラ	ン
コ	フ	ァ	ス	3	5	
ア	メ	リ	カ	ン	・	ホ
A	I	U	3	9		
ロ	ン	ド	ン	4	0	
ロ	イ	ズ	4	4		
<u>オ</u>	<u>ー</u>	<u>ル</u>	<u>ス</u>	<u>テ</u>	<u>ー</u>	<u>ト</u>
						<u>48</u>

朝	日	18	ア	ク	サ	82
太	陽	19	キ	ュ	ー	ビ
大	同	22	カ	ー	デ	ィ
セ	ゾ	ン	イ	ー	グ	ル
ジ	ェ	イ	ア	イ	フ	ェ
ア	リ	ア	ン	ツ	ザ	・
ユ	ナ	ム	・	ジ	ャ	パ
ソ	ニ	ー	現	代	ラ	ン
<u>三</u>	<u>井</u>	<u>ダ</u>	<u>イ</u>	<u>レ</u>	<u>ク</u>	<u>ト</u>
						<u>28</u>
コ	フ	ァ	ス	3	5	
ア	メ	リ	カ	ン	・	ホ
A	I	U	3	9		
ロ	ン	ド	ン	4	0	
ロ	イ	ズ	4	4		
						<u>3A</u>

3 - 3 損害保険会社の経理処理

損害保険会社の適正な経理処理に当たって、留意すべき事項は次のとおり。

3 - 3 - 1 }
 { (略)
3 - 3 - 5 }

3 - 3 - 6 退職給与引当金

(1) 退職給与引当金は、期末における自己都合退職の場合の退職給与規定による要支給額（年金を含む。）に対する退職給与引当金残高の割合が前期末水準を下回らないものとなっているか。

ただし、止むを得ないと認められる特別の事情がある場合には、この限りではない。

(2) 退職給与引当金制度から適格年金制度等への移行に伴い、要支給額の全部又は一部が年金に移る場合において、退職給与引当金勘定の金額が要支給額の100 %を超えることとなるときは、その超過額は税法の累積限度超過額の取崩し割合により取り崩すものとなっているか。

3 - 3 - 7 保険計理人

規則第77条第1号から第3号までに規定する「保険数理に関する事項」については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 規則第76条第1号に掲げる保険契約については、規則第77条第2号及び第3号に掲げる事項に係る保険数理に関する事項とする。この場合、同条第2号に係る保険

当該番号については、合併前の既存代理店において使用する代理申請会社別番号である。

3 - 3 損害保険会社の経理処理

損害保険会社の適正な経理処理に当たって、留意すべき事項は次のとおり。

3 - 3 - 1 }
 { (略)
3 - 3 - 5 }

(削る)

3 - 3 - 6 保険計理人

規則第77条に規定する規則第76条第1号に掲げる保険契約に係る「保険数理に関する事項」については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 規則第77条第1号に掲げるものに係る保険数理に関する事項とは、保険期間の満了後満期返戻金を支払う旨を約した保険契約に係る積立保険料の算出をいうものとする。

数理に関する事項とは、保険期間の満了後満期返戻金を支払う旨を約した保険契約に係る払戻積立金の算出をいうものとする。

- (2) 規則第76条第2号に掲げる保険契約については、規則第77条第1号及び第2号に掲げる事項に係る保険数理に関する事項とする。この場合、同条第2号に係る保険数理に関する事項とは、規則第70条第1項第1号イに規定する金額の算出をいうものとする。

3-3-8 税効果会計導入に伴う有税の責任準備金の取扱い

3-3-9 税効果会計導入に伴う責任準備金算出方法書等の取扱い

(新設)

る。

- (2) 規則第77条第2号に掲げるものに係る保険数理に関する事項とは、保険期間の満了後満期返戻金を支払う旨を約した保険契約に係る払戻積立金の算出をいうものとする。

3-3-7 税効果会計導入に伴う有税の責任準備金の取扱い

3-3-8 税効果会計導入に伴う責任準備金算出方法書等の取扱い

3-6 損害保険商品の届出等関係

損害保険商品の届出等に対し、迅速かつ効率的な審査を行うため、審査実務を行うに当たり以下の点に留意することとする。

3-6-1 審査に当たっての手順

審査に当たっては、届出又は認可申請に際し保険会社が法令上の審査基準の各項目に沿って作成した届出内容評価書(別紙1)又は認可申請評価書(別紙2)に所定の内容を記載したうえでこれを添付している場合には、当該評価書を用いて迅速かつ効率的な審査を行うこととする。

3-6-2 特約自由方式等の取扱い

- (1) 保険会社が、企業分野の保険について、届出をしないで特約を新設し又は変更することができる旨を事業方法書に定めようとする場合には、以下の点に留意して審査することとする。

— 及び 以外の保険契約

- イ 新設又は変更される特約に係る保険契約が届出の対象であるかどうか。
- ロ 保険契約者及び被保険者（当該保険契約の締結時において被保険者が特定できない場合を除く。）が事業者であるかどうか。
- 八 事業方法書に、規則第11条に規定する事業方法書等の審査基準及び当該保険契約の趣旨・目的の範囲内で、特約の新設又は変更を行う旨が記載されているかどうか。
- 三 事業方法書に、違約金、約定の履行のための費用その他これに準ずる費用に関する特約の新設又は変更を行う旨が記載されていないかどうか。
- ホ 保険の持つ特性及び社会的観点から特に審査の必要と認められる医師賠償責任保険に係るものでないかどうか。
- ― 規則第83条第3号又に規定する総付保台数10台以上の自動車保険契約
 - イ 以下のロからニまでに該当するかどうか。
 - ロ 次に掲げる要件を満たす保険契約であるかどうか。
 - a 保険契約者等（保険契約者又は当該保険契約者の連結子会社等（当該保険契約者が連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第2条に規定する連結財務諸表提出会社である場合には同条に規定する連結子会社、非連結子会社及び関連会社（非連結子会社及び関連会社にあつては、同令第10条第1項から第3項までの規定に基づき持分法が適用されるものに限る。以下このaにおいて同じ。）を、当該保険契約者が連結子会社、非連結子会社又は関連会社である場合には同令第2条に規定する連結財務諸表提出会社並びにその連結子会社、非連結子会社及び関連会社をいう。以下このロにおいて同じ。）のいずれかをいう。以下このロにおいて同じ。）が、所有する自動車（保険契約者等が所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、自動車を有償で貸し渡すことを業とする者（以下この(1)において「リース業者」という。）から1年以上を期間とする貸借契約（保険契約者等が所有していた自動車をリース業者に譲渡した後、当該自動車を貸借契約に基づき有償で借り受けている場合には、当該保険契約者等が当該自動車を所有していた期間と当該貸借契約の期間との通算期間が1年以上となる貸借契約を含む。以下このロにおいて同じ。）に基づき有償で借り受けている自動車及び国（外国の政府を含む。）又は地方公共団体（保険契約者が公益法人である場合には

、地方公共団体以外の公共団体を含む。)から無償で貸与を受けている自動車を含む。)を対象とする保険契約であること。

b 保険契約のうち、自動車の車両損害を対象とする部分以外の部分にあっては、保険契約者等が使用する自動車について、自らを被保険者として締結する保険契約(リース業者が、一年以上を期間とする貸借契約に基づき有償で貸し渡す自動車について使用者である借受人を被保険者として締結する保険契約を含む。)であること。

c 対象とする自動車(a及びbの要件を満たす他の保険契約(自動車の使用者又は当該使用者の連結子会社等を当該他の保険契約に係る自動車の使用者とするものに限る。)に係る自動車を含む。)のうち、保険料に適用する割引又は割増の更新の基準となる日(以下このcにおいて「料率審査日」という。)を同一とし、かつ、保険責任の開始日から満了日までの期間(以下このcにおいて「責任期間」という。)を一年以上(料率審査日を保険期間の末日とし、責任期間が1年未満となる場合及び全車両一括付保特約(保険契約者が所有し、かつ、使用している全ての自動車を一括して保険契約の対象とする特約をいう。)に係る保険契約において責任期間を1年未満とする場合を含む。)とする自動車の合計台数が300台以上である保険契約であること。

八 特約の新設又は変更により、保険金の支払事由を変更することができる旨を事業方法書に記載しようとする場合には、対人賠償責任保険につき担保範囲の縮小、新たな免責の設定など、対人賠償責任保険の被害者救済機能に関して、被害者・被保険者の不利益となる変更ができるようなものでないかどうか。

三 特約の新設又は変更により、契約手続、保険金請求手続等各種手続を新設又は変更することができる旨を事業方法書に記載しようとする場合には、以下の点に該当するかどうか。

a 契約手続に関する特約において、保険を付すべき自動車についての付保漏れや、付保した自動車についての保険料の徴収漏れが生じるような変更ができるようなものでないこと。また、事故発生時に事故車両の付保確認に支障が生じるような変更ができるようなものでないこと。

b 保険事故発生後の事故通知手続・保険金請求手続等に関する特約において、被害者・被保険者の不利益となるような変更ができるようなものでないこと。

ホ 特約の新設又は変更により、保険料の計算方式を新設又は変更することができる旨を保険料及び責任準備金の算出方法書に記載しようとする場合には、当該計算方式が、保険数理上、合理的かつ妥当であって、不当に差別的でないかどうか。

ハ 特約の新設又は変更は、その新設又は変更後の保険契約の内容が、ロに掲げる要件を満たす範囲内で行われるものであるかどうか。

規則第 8 3 条第 3 号ルに規定する販売用等自動車保険契約

イ ハ及びニに該当するかどうか。

ロ ハからホまでに該当するかどうか。

ハ 同号ル(2)に規定する自動車として届け出る自動車は、以下のものとなっているか。

a 自動車製造業者、自動車販売業者、ボディ架装業者その他これらに準ずる事業者が販売、試験使用若しくはボディ架装のために輸送若しくは管理する自動車又は自動車陸送業者、オートオークション業者その他これらに準ずる事業者が陸送の依頼を受けて輸送若しくは管理する自動車

b リース業者、金融業者又は自動車解体業者である保険契約者が所有する自動車（保険契約者が自動車解体業者である場合は解体のため受託する自動車を含む。）であって、顧客から引上げ、引取り、輸送又は管理するもの

c 自動車整備業者、給油業者、駐車場業者、オートオークション業者、電装業者、洗車業者、自動車塗装業者、タイヤ交換業者、自動車管理業者その他これらに準ずる事業者が業務として受託する自動車

(2) 保険会社が、外国における事業活動に伴う損害賠償責任、国際間又は外国で運送される貨物等を対象とする保険について、届出をしないで普通保険約款を変更することができる旨を事業方法書に定めようとする場合には、以下の点に留意して審査することとする。

(1) イ及びロに該当するかどうか。

事業方法書に、規則第 1 1 条に規定する事業方法書等の審査基準及び保険種類の目的及び細別に定める範囲内並びに国際間及び外国における取引の範囲内で当該普通保険約款の変更を行う旨が記載されているか。

3 - 6 自動車保険関係

3 - 7 船主相互責任保険組合関係

3 - 7 - 1 再保険契約の責任準備金

3 - 7 - 2 支払備金の積み立て

3 - 8 産業活力特別措置法に関する損害保険会社の留意事項について

3 - 8 - 1 産活法第2条第2項第2号及び同法告示第6条、第8条、第9条の事業革新の定義について

一 保険契約が以下のいずれかに該当するかどうか。

イ 規則第83条第3号ホに規定する海上保険契約のうち、国際間若しくは外国で使用される船舶又は国際間若しくは外国で運送される貨物に係るもの

ロ 同号へに規定する運送保険契約又は小口貨物運送保険契約のうち、国際間若しくは外国で運送される貨物に係るもの

ハ 同号ヲに規定する賠償責任保険契約のうち、外国における業務の遂行に係るもの

ニ 同号ワにより規定する船客傷害賠償責任保険契約のうち、国際間若しくは外国で運送される旅客に係るもの

ホ 同号ヨに規定する航空保険契約のうち、国際間若しくは外国で使用される航空機又は国際間若しくは外国で運送される貨物に係るもの

③ 新設又は変更された特約又は普通保険約款が審査基準に違反していることが明らかになった場合には、当該特約又は普通保険約款の内容が審査基準に適合するよう速やかに指導し、又は必要に応じ法第132条第1項に基づく命令を発することとする。

3 - 7 自動車保険関係

3 - 8 船主相互責任保険組合関係

3 - 8 - 1 再保険契約の責任準備金

3 - 8 - 2 支払備金の積み立て

3 - 9 産業活力特別措置法に関する損害保険会社の留意事項について

3 - 9 - 1 産活法第2条第2項第2号及び同法告示第6条、第8条、第9条の事業革新の定義について

3 - 8 - 2 産活法第3条第6項第1号及び同法告示第11条の事業再構築の認定の基準に
ついて

3 - 9 - 2 産活法第3条第6項第1号及び同法告示第11条の事業再構築の認定の基準に
ついて